

## 社会福祉法人五島市社会福祉協議会奈留支所葬祭壇貸出事業実施要綱

### (目 的)

第1条 葬祭壇を貸出すことにより地域住民の福祉向上及び生活改善に寄与することを目的とする。

### (実施地域)

第2条 事業の実施地域は奈留町の区域とする。

### (葬祭壇)

第3条 葬祭壇とは、甲型祭壇5段式1組をいう。

### (貸出の許可)

第4条 葬儀執行者又は代理人により、葬祭壇使用申込書(様式第1号)の提出があった場合には、7日以内の貸出を行い貸し出す葬祭壇は1組とする。

### (使用料金)

第5条 葬祭壇の使用料金は無料とする。

### (葬祭壇運搬)

第6条 葬祭壇の使用については、搬入、搬出及び組立、撤去は、本会職員又は本会より委託を受けた者が行う。但し、運搬に要する車両は葬儀執行者又は代理人が用意する。

### (損害賠償)

第7条 許可を受けた者がやむを得ない事由以外により、葬祭壇を損傷し、又滅失し時は、その損害を賠償しなければならない。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業運営に必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。